

# 遺言書作成の際は「遺留分」に注意

FP・弁護士・税理士・不動産鑑定士  
**専門家集団が斬る**  
**賃貸住宅市場**



弁護士  
平松英樹氏

著者プロフィール  
 1968年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。不動産管理会社勤務を経て弁護士登録(東京弁護士会)。EMG総合法律事務所(東京都中央区京橋1-14-5土屋ビル4階)、EMG有限責任事業組合、首都圏マンション管理士会などに所属。

## 第26回 関心高まる「遺言」について

産の場合の「遺言」について考えてみたいと思えます。

### 紛失の心配ない

文言や内容についても留意しなければなりません。

### 年々増加する遺言の作成件数

近年、「遺言」に関する関心が高まっています。平成18年までの統計によると、公証人による公正証書遺言の作成件数は年々増加してきており、平成18年の作成件数は7万件を超えています。

### 意思に合致する遺産の承継可能

例えば、遺産(不動産)を遺す人(被相続人)に、複数の相続人がいると

### 「公正証書遺言」

普通方式の遺言書の種類としては、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があるのですが、紛失や偽造・変造を避けるためには「公正証書遺言」を残しておくべきでしょう。公

## 内容次第でトラブルになる場合も

ところで、遺言が存在しない場合、遺産の分割については相続人全員で協議することになり、協議が調わなければ、遺産分割調停事

に相続させたいと考えても、遺言がなければ、遺産分割されるまで(民法909条参照)、その特

また、遺言書は、形式的な不備があるや無効となってしまうことがよくあります。

場合には遺言書に記載して遺留分減殺請求権を行使することが少なくありません。そうすると、Aとしても簡単に引き下がるに、「Bには特別受益(民法903条)の相続人と共同で申請が必要が出てきます。

904条の2)がある」(A)には香与分(民法

「相続」が「争族」と化して行くことも少なくありません。ちなみに、家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割調停の件数も年々増加してきており、平成18年における遺産分割調停の新受件数は1万件を超えています。

も、特定の不動産を特定の相続人に相続させる旨の遺言(遺産の分割の方法を定める遺言)が、人が作成しますので、形式を避けることもできます。

また、遺言書を作成する場合、形式面はもちろん、

「遺留分」とは、一定の範囲の相続人のため点があるのですが、遺言者の意思によって、いつでも何度でも変更することができます。

遺言については、他に

### 文言や内容に関する留意点

このような背景に鑑み、今回は、不動産が遺者の意思に合致する場合、形式面はもちろ

請求をすることができ

### 「遺留分」侵害で争族深刻化も

遺言内容が、一定の相続人(配偶者、直系卑属又は直系尊属)の「遺留分」を侵害しているような場合には、相続人間でトラブルになることがあります。

例えば、遺産が不動産のみで、相続人が子供2名(AとB)であるようなケースで、「不動産全部をAに相続させる」旨の遺言は、一見、Bの遺留分を侵害していると言えるでしょう。もちろんこの場合でもBが納得(「遺留分の放棄」)すれば問題ありません。しかし、Bの立場の人は、なかなか納得せず、Aに対して